

# 楠谷法律事務所

## 弁護士報酬基準

### 第1章 総則

#### 第1条（目的）

本基準は、当事務所の弁護士がその業務に関して受ける弁護士報酬等に関する基準を示すことを目的とし、具体的案件における弁護士報酬は、この基準表の定めるところに拠り依頼者と協議のうえ決定します。

#### 第2条（弁護士報酬の種類）

弁護士報酬の種類は以下のとおりとする。

相談料	法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価
日当	委任事務処理のために弁護士が事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されることの対価
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価

#### 第3条（弁護士報酬の支払時期）

着手金は事件等の依頼を受けたときに、報酬金は事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、委任契約に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けるものとします。

## 第4条（事件等の個数等）

- 1 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとします。
- 2 裁判上の事件は手続ごと、審級ごとに、1件とします。
- 3 裁判外の事件等は、当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。
- 4 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。
- 5 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けるものとします。

## 第5条（弁護士の報酬請求権）

- 1 弁護士は、各依頼者に対して、弁護士報酬及び実費を請求することができます。
- 2 次の各号に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額します。
  - (1) 依頼者からの複数の事件等を受任し、かつ、その紛争の実態が共通であるとき。
  - (2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

## 第6条（特則による増額）

依頼を受けた事件が、特に重大若しくは複雑なとき、緊急を要するとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、本基準によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができるものとします。

## 第7条（消費税に相当する額）

この基準に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含みます。ただし、パーセントによる表示による場合は別途消費税が加算されます。

## 第2章 法律相談料等

---

### 第8条（法律相談料）

法律相談料は、弁護士1名ごとに、30分ごとに5500円以上とする。

## 第9条（書面による鑑定料）

書面による鑑定料は11万円以上33万円以下とし、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項記載の鑑定料を増額します

## 第3章 着手金及び報酬金（民事事件）

### 第10条（事件の着手金及び報酬金の算定基準）

この基準に特に定めがない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。ただし、時間制により報酬等を定めた場合はこの限りではありません。

### 第11条（経済的利益の算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定します。

① 金銭債権	債権総額（利息及び遅延損害金を含みます。）
② 将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
③ 継続的給付債権	債権総額。ただし、期間不定のものは7年分の額
④ 賃料増減請求事件	増減額分の7年分の額
⑤ 所有権、占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権	対象となる物の時価相当額。但し、建物については、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
⑥ 地役権	承役地の時価の2分の1の額
⑦ 担保権	被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
⑧ 不動産の登記手続請求事件	⑤、⑥、⑦に準じた額
⑨ 詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
⑩ 共有物分割請求事件	対象となる持分の時価額
⑪ 遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額
⑫ 遺留分侵害額請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
⑬ 金銭債権の民事執行事件	請求債権額又は執行対象物件の時価のいずれか大きい額

## 第 1 2 条（経済的利益算定の特則）

- 1 前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額することがあります。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することがあります。
  - ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき
  - ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき

## 第 1 3 条（経済的利益の算定不能の場合）

- 1 第 1 1 条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を 1 0 0 0 万円とします。
- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

## 第 1 4 条（着手金及び報酬金）

- 1 訴訟事件、調停事件、非訟事件、家事調停・審判事件、労働審判事件、行政審判等事件（異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件を含みます。）、仲裁事件、示談交渉、契約締結交渉及びこれに類する紛争案件の着手金及び報酬金は、本基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
3 0 0 万円以下	8 %	1 6 %
3 0 0 万円を超え 3 0 0 0 万円以下の場合	5 % + 9 万 9 0 0 0 円	1 0 % + 1 9 万 8 0 0 0 円
3 0 0 0 万円を超え 3 億円以下の場合	3 % + 7 5 万 9 0 0 0 円	6 % + 1 5 1 万 8 0 0 0 円
3 億円を超える場合	2 % + 4 0 5 万 9 0 0 0 円	4 % + 8 1 1 万 8 0 0 0 円

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、3 0 % の範囲内で増減額することがあります。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、訴訟事件、調停事件、非訟事件、家事調停・審判事件、労働審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金は、原則として 3 3 万円を最低額とします。

## 第15条（離婚事件）

- 1 離婚事件の着手金及び報酬金は次のとおりとします。

離婚事件の内容	着手金	報酬金
交渉事件 調停事件	33万円から55万円以下	33万円から55万円以下
訴訟事件	44万円から66万円以下	44万円から66万円以下

- 2 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、第1項の離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
- 3 離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、第1項の離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とします。
- 4 前3項の規定による各手続きにおいて、財産分与、慰謝料など財産給付を伴う請求をするときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条の規定により算定される着手金及び報酬金を踏まえた額を加算して請求します。

## 第16条（保全命令申立事件等）

- 1 仮差押及び仮処分各命令申立事件、異議申立事件（以下「保全命令事件」という。）の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、第14条の規定により算定された額の3分の2とします。
- 2 前項の事件が重大又は複雑なときは、弁護士は、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができます。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、第14条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の保全手続のみにより本案の目的を達したときは、弁護士は第14条の規定により算定された報酬金を受けるものとします。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑な場合、保全命令事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条の民事執行事件に関する規定に準じるものとします。
- 5 弁護士は、第1項の着手金、第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金について、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けるものとします。
- 6 保全命令事件及び保全執行事件の着手金は22万円を最低額とします。

## 第17条（民事執行事件等）

- 1 民事執行事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定により算定された額の4分の1とします。

- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができます。ただし、本案事件に引き続き受任をした場合の着手金は、第14条の規定により算定された額の3分1とします。
- 4 執行停止事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任をした場合の着手金は、第14条の規定により算定された額の3分1とします。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1相当額の報酬金が発生するものとします。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は11万円以上とします。

## 第18条（督促手続事件）

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次のとおりとします。

経済的利益の額	着手金
300万円以下	2%
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+3万3000円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+19万8000円
3億円を超える場合	0.3%+85万8000円

- 2 前項の着手金は、事件の内容により30%の範囲で増減額します。
- 3 前2項の着手金は5万5000円以上とします。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第14条の規定により算定される着手金と前3項の規定により算定された着手金額との差額とします。
- 5 督促手続事件の報酬金は、依頼者が金銭等の具体的な回収をした場合に限り発生するものとし、その額は第14条の規定により算定された額の2分の1とします。

## 第19条（倒産事件等）

- 1 破産、民事再生、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、依頼者の自然人・法人の別、事業者・非事業者の別、資本金、資産及び負債の額、債権者等の関係者数など、事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、次のとおりとします。

事件の種類	着手金
① 事業者の自己破産	77万円～
② 非事業者の自己破産	33万円～
③ 自己破産以外の破産（債権者申立の破産等）	77万円～

④ 事業者の民事再生	220万円～
⑤ 非常業者の民事再生	33万円～（住宅ローン特則付きの場合は44万円～）
⑥ 特別清算事件	110万円～
⑦ 会社更生事件	220万円～

2 前項の各事件の報酬金は、第14条の規定により定めるものとします。この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定します。ただし、前項①②の案件については、免責決定を受けた場合に限り報酬金が発生するものとします。

## 第20条（任意整理）

1 任意整理事件（前条の各事件に該当しない債務整理事件をいいます。）の着手金は、資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じて定めるものとし、それぞれ次のとおりとします。

事件の種類	着手金
① 事業者の任意整理	55万円～
② 非常業者の任意整理	22万円～

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、配当原資額（債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額）を基準として、次のとおりとします。

配当原資額の金額	弁護士が債権取立て、 資産売却等をして得た場合	依頼者及び依頼者に準じる者から 任意提供を受けた場合
500万円以下の場合	15%	3%
500万円を超え1000万円以下の場合	10%+27万5000円	
1000万円を超え5000万円以下の場合	8%+49万5000円	
5000万円を超え1億円以下の場合	6%+159万5000円	2%+55万円
1億円を超える場合	5%+269万5000円	1%+165万円

3 第1項の事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第19条2項の報酬に準じるものとします。

4 第1項の事件の処理について裁判上の手続きを要したときは、前2項の定めるところによるほか、弁護士は第14条を踏まえた相応の報酬金を受けることができます。

## 第4章 着手金及び報酬金（刑事事件）

### 第21条（着手金及び報酬金）

1 刑事事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。

刑事事件の内容	着手金	報酬金					
		起訴前		起訴後			
		不起訴	求略式命令	無罪	執行猶予	求刑から軽減された場合	検察官上訴が棄却された場合
① 起訴前及び起訴後の事案簡明な事件	22万円以上55万円以下	22万円から55万円	55万円以下	/	22万円から55万円	55万円以下	55万円以下
② 起訴前及び起訴後の①以外の事件	33万円～	33万円～	22万円～	55万円～	33万円～	軽減の程度による相当額	33万円～
③ 再審請求事件	33万円～	33万円～					

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判開延数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）を言います。

### 第22条（同一事件について引き続き受任をするとき）

1 同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは、前条に定める着手金を受けることができます。ただし、事案簡明な事件の着手金については、起訴前の事件の着手金額の2分の1とします。

2 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金及び報酬金を減額することがあります。

### 第23条（検察官の上訴取下げ等）

検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻し若しくは破棄移送の言い渡しのあったときは、案件に費やした時間及び業務量等を考慮したうえ、第21条の報酬金の規定を準用します。



## 第24条（保釈等）

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立てを行う場合の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のもとに別に請求を行うことができます。

## 第25条（告訴等）

告訴、告発、検察審査の申立て、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続きの着手金は33万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により定めるものとします。

# 第5章 手数料等

## 第26条（裁判上の手数料）

裁判上の手数料は、その事件等の対象の経済的利益の額（第11条ないし第13条によるものとします。）を基準として、次の各項のとおりとします。

- 1 証拠保全の手数料は、22万円に第14条により算定された額の10%を加算したものとし、本案事件と合わせて受任したときであっても、弁護士は、本案事件の着手金とは別に手数料の負担を求めることができます。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士と依頼者との協議により定めることができます。
- 2 即決和解の手数料は、次のとおりとします。ただし、本手数料には、契約書その他の文書の作成の費用を含むものとし、示談交渉を要する場合は示談交渉事件として取り扱い、第14条に従います。

経済的利益の額	手数料額
300万円以下	11万円
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+7万7000円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+24万2000円
3億円を超える場合	0.3%+90万2000円

- 3 公示催告の手数料は、前項と同額とします。
- 4 倒産整理事件の債権届出の手数料は、5万5000円以上11万円以下とします。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者と弁護士との協議により定めるものとします。
- 5 簡易な家事審判（家事事件手続法別表第1の家事審判事件で事案簡明なもの。）の手数料は11万円以上22万円以下とします。なお、相続放棄申述受理申立事件は本項の対象ですが、相続人の数、関係等に応じて、依頼者と弁護士との協議により定める場合があります。

## 第27条（裁判外の手数料）

裁判外の手数料は、その事件等の対象の経済的利益の額（第11条ないし第13条によるものとします。）を基準として、次の各項のとおりとします。

- 1 法律関係調査（事実関係の調査も含まれます。）の手数料は、5万5000円以上22万円以下とします。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者と弁護士の協議によって定めるものとします。
- 2 契約書類（覚書、確認書、合意書、差入書などこれに準じる書類を含みます。）の作成の手数料は、次のとおりとします。ただし、内容が非定型的な場合、特に複雑または特殊な事情がある場合は、依頼者と弁護士の協議によって定めるものとし、契約書類を公証人役場において公正証書化する場合には本項の手数料に3万3000円を加算します。

経済的利益の額	手数料額
1000万円未満の場合	5万5000円以上11万円以下
1000万円以上1億円未満の場合	11万円以上33万円以下
1億円以上の場合	33万円～

- 3 内容証明郵便作成の手数料は、5万5000円以上とします。ただし、弁護士名の表示の有無、特に複雑または特殊な事情がある場合は、依頼者と弁護士の協議によって定めるものとします。
- 4 遺言書の作成の手数料は、22万円とします。ただし、遺言書の内容が非定型的な場合は、特に特殊または複雑な事情がある場合を除き次のとおりとし、遺言書の内容を問わず遺言書を公証人役場において公正証書化する場合には本項の手数料に3万3000円を加算します。

経済的利益の額	手数料額
300万円以下の場合	22万円
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+18万7000円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+41万8000円
3億円を超える場合	0.1%+107万8000円

- 5 遺言執行の手数料は次のとおりとします。ただし、特に特殊または複雑な事情がある場合や、遺言執行に裁判手続きを要する場合は、依頼者と弁護士の協議によって定めるものとします。

経済的利益の額	手数料額
300万円以下の場合	33万円
300万円を超え3000万円以下の場合	2%+26万4000円
3000万円を超え3億円以下の場合	1%+59万4000円
3億円を超える場合	0.5%+224万4000円

## 第6章 顧問料

---

### 第28条（顧問料）

弁護士との顧問契約に基づく業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談に限るものとし、顧問料は、月額5万5000円以上とします。ただし、依頼者の事業者の別、法人の別、事業規模や内容に応じて増減することがあります。

## 第7章 日当及び時間制報酬

---

### 第29条（日当）

弁護士1名あたりの日当は、以下のとおりとします。

日当の区分	時間数	日当額
半日	往復2時間を超え4時間までの場合	3万3000円以上
1日	往復4時間を超える場合	5万5000円以上

### 第30条（時間制・タイムチャージ）

- 第3章ないし第6章、及び第29条の規定に関わらず、弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、弁護士1名につき、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。
- 前項の単価は、1時間あたり2万2000円以上とします。
- 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性及び新規性等を考慮して前項の金額を増額することができます。
- 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができるものとします。

## 第8章 実費

---

### 第31条（実費等の負担）

- 依頼者は、弁護士報酬とは別に、印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する費用等を負担するものとします。

- 2 弁護士は依頼者に対し前項の実費等について概算額を預託するよう求めることができるものとします。
- 3 出張のための交通機関の費用算定については、最高運賃の等級を適用することができるものとします。

## 第9章 委任契約の精算等

---

### 第32条（委任契約の中途終了）

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求するものとします。
- 2 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができるものとします。

### 第33条（事件等処理の中止等）

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができます。
- 2 前項の場合、あらかじめ依頼者にその旨を通知するものとします。

### 第34条（弁護士報酬の相殺等）

- 1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し、又は事件等に関して保管中の書類その他のものの返還を拒否することができるものとします。
- 2 前項の場合には、速やかに、依頼者にその旨を通知します。

## 付則

---

本基準は2023年11月11日より施行する。